

合併会社(JV)設立時・業務提携時の 競争法上の検討ポイント

～JV 設立の際に日本では事前届出が不要でも JV が事業活動を行わない外国での届出が必要となる場合があるなど、見落とされがちな注意点を具体的事例とともに解説～

講師 ^{かんの}菅野みずき 氏 大江橋法律事務所
パートナ ー 弁護士

日時 2022年2月14日(月) 午後1時30分～午後4時30分

■このセミナーは Zoom でご受講いただけます。お申し込み後に詳細をメールでお送りします。

■当日のご参加が難しいお客様には、後日動画を配信できます(開催前のお申し込みが必要です)。

企業間での協業を行う際、企業が完全に一体化する合併や全株式取得と異なり、必要な範囲に限定して協業を行う手段として、合併会社(ジョイントベンチャー、「JV」)設立又は業務提携が活用されています。両者は部分的な協業の実現という点で共通しますが、業務提携の際には公正取引委員会等の競争法当局に対する事前届出は不要であるのに対し、JV 設立の際には事前届出が必要になる場合もあるなど、競争法上の手続には差があります。特に、JV 設立の場合、日本において届出が不要な場合でも、当該 JV が事業活動を行わない外国において届出が必要となる場合があることは、見落とされがちな注意点です。他方、JV 設立及び業務提携に共通する競争法上の検討事項もあります。例えば、特に競争事業者間での協業の場合には、不当な取引制限に繋がるおそれがないかを検討する必要がある、また、スタートアップと大企業の協業の場合には、優越的地位の濫用等の観点からも検討が必要になります。さらに、JV 設立及び業務提携の検討過程においては、情報交換が競争法上の問題になり得るため、実務に即した情報交換のルール作りをすることが重要なポイントとなります。

JV 設立に当たって届出が必要となる場合、クリアランスが得られるまでは JV の設立ができなくなり、スケジュールにも大きな影響が生じます。また、競争法違反があれば、警告や高額の制裁金の対象となることもあります。

本セミナーでは、JV 設立時及び業務提携時に検討すべきポイントを、実際の事例を紹介しながら分かりやすく解説します。

1. 業務提携と JV の共通点・相違点

2. JV 設立に関する日本の企業結合規制

- (1) 株式取得 (2) 事業の譲受け
- (3) 共同新設分割 (4) 待機期間・罰則

3. JV 設立に関する海外の企業結合規制と処罰事例

- (1) EU の届出要件 (2) トルコの届出要件
- (3) 中国の届出要件 (4) 台湾の届出要件
- (5) 韓国の届出要件 (6) 各国の待機期間・罰則
- (7) 届出義務違反に対する処罰事例

4. 業務提携と JV の実体法上の検討事項

- (1) 不当な取引制限 (2) 実際の業務提携事案における考慮要素

5. スタートアップとの業務提携・JV 設立時の留意点

- (1) 優越的地位の濫用 (2) 共同研究契約
- (3) ライセンス契約

6. 情報交換のルール

- (1) 業務提携・JV 設立の検討段階における留意点 (2) 業務提携実施後・JV 設立後の留意点
- (3) 海外における処罰事例

本セミナーについては、法律事務所ご所属の方はお申込をご遠慮願います。

【講師紹介】

2004 年東京大学文学部卒業、2010 年東京大学法科大学院卒業、2011 年弁護士登録。2014 年 University College London 卒業(LL.M.)。競争法(独禁法)・景品表示法に関する案件を中心に、M&A、訴訟、企業法務全般を取り扱う。競争法に関しては、国内外の企業結合届出の対応及びカルテル等違反事案に対する調査対応を行うが、近時は JV に関する企業結合届出対応を多く取り扱う。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

主催 金融財務研究会
<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>

Twitter : <https://twitter.com/keichoken05>

Blog : <https://www.kinyu.co.jp/blog/>



開催日

2022年2月14日(月)
13:30~16:30

本セミナーはZoomで開催いたします。当日のご参加が難しいお客様には、録画した動画を後日配信することが可能です。(開催前のお申し込みが必要です)。後日配信をご希望の場合は、申込書質問欄のチェックボックスにチェックを入れてください。原則として、参加費をお振込みいただいた後に、メールで詳細をお送りいたします。

参加費

1名につき35,000円(消費税、参考資料を含む)
1社2名以上同時に参加お申し込みいただいた場合、お2人目から1名につき30,000円になります。
追加申込みの場合はその旨をご記入下さい。

申込先

金融財務研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-10-8 グリンヒルビル
TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書をFAX又は郵送いただいてのお申し込みも承ります。折り返し受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)クレジットカードご利用の場合は、質問欄にその旨をご連絡下さい。参加費の払戻しは致しませんので、当日ご参加になれない場合は、代理の方のご出席あるいは当社および金融財務研究会主催の他のセミナーへのお振替をお願いします。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内をお願いいたします。)

ご記入いただきました個人情報はセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱UFJ銀行 本店	1642356	三井住友銀行 本店営業部	7397637
三菱UFJ信託銀行 本店	2818151	みずほ銀行 東京営業部	1427715
三井住友信託銀行 本店営業部	2993982	りそな銀行 東京営業部	1693669

◇クレジットカードはVisa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discover がご利用いただけます。

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

合弁会社(JV)設立時・業務提携時の
競争法上の検討ポイント

【Zoom】 2 / 1 4

参加申込書

FAX 03-5695-8005

2022年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい 受講方法 ☐ LIVE配信 ☐ 後日配信 弊社からのお知らせ、メルマガの送信を ☐ 受信する ☐ 受信しない クレジットカードをご利用の場合は下記に✓を入れて下さい。 ☐ クレジットカード利用 *セミナーコード 0283 (Law-k220283)	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。